

COVID 19影響下での 2020年度連邦法人税等 の対策

税制調査委員会
比留川 茜(グラントソントン)

2020年6月5日

1. 月次予定納税の支払があるので抑制したい ・・・連邦法人税月次予定納税額の減額

月次納税額＝(当年度期首から当月までの名目益金×利益係数*×30%)－当年度既納税額

*利益係数＝(前年度課税所得＋一時償却)÷前年度名目益金

この利益係数が当年度の利益係数を上回ると予測される場合には、当年度下半期以降の月次予定納税額減額の認可をSATに申請できる(LISR7条パラ7b)

申請期限：減額申請対象月の納期限の1か月前まで。つまり、最も早い7月分から申請する場合には、月次期限が8/17→7/17まで(RISR14条)

1.月次予定納税の支払があるので抑制したい ・・・連邦法人税月次予定納税額の減額

提出書類(RMF 2020 Anexo1-A 29/ISR):

- Formato 34 申請書
- 自由書面(会社基本情報、連絡先、申請動機等)
- 法定代理人の委任状、ID(それぞれ原本及びコピー)
- 申請理由を裏付ける数値を示したワーキングペーパー



留意点:

- 認可された利益係数とその年度末の実際の利益係数より低い場合は、延滞金が発生。
- SATからの認可を待つ必要がある。最大3か月。COVID 19により申請者多数が見込まれるため決定までには時間がかかる上に、却下される可能性もあるかもしれない。却下の理由次第では再申請も可能。

2.ペソ安により為替換算の変動幅が大きい ・・・為替差損益

昨今のドル高ペソ安によって外貨建売掛金・未収金に対する未実現為替差益、外貨建買掛金・未払金に対する未実現為替差損発生の可能性。

月次納税額算定時の当年度期首から当月までの名目益金には実現・未実現為替差益を含む(為替差損は含まない)。

対策:

- ✓ MXN建取引に変更
- ✓ 為替予約などのヘッジ対策
- ✓ 親会社・関連会社からの買掛金・未払金についてDES(Dept Equity Swap, 債務を資本へ転換)を実行



3. 顧客の資金繰悪化により売掛金回収が困難 ・・・貸倒損失の損金算入性の検討

回収不可能な場合には貸倒損失を計上
損金算入要件(LISR 27 XV):

- 元本30,000 UDIS(約195,000ペソ)以下は、1年経過した月（債権者は損金算入する旨を書面で通知し、債務者側で益金算入することが条件）
- 元本30,000 UDIS超は、司法当局に提訴した時、調停手続きが開始された時（前述の条件を満たしている場合）
- 債務者が倒産手続や和議を宣告した時

その他対策:

- ✓ ファクタリングの検討
- ✓ 貸倒れないように回収を頑張る



4. その他法人税等での検討事項

- ✓ 税務履行義務を怠らない(期限内申告・納税を心がける)
→CSD取消の可能性回避
- ✓ ブラックリスト掲載企業と取引しない・Facturaを取得しない
- ✓ 還付申請をした場合には、会社側の不備で手続きが遅れないように事前に資料整備
- ✓ 合併等の組織再編の検討。又、一定の事業再編など税務的恩恵を享受する取引に該当する場合にはSATへ要事前通知(Revelación de Esquemas Reportablesによる報告対象)
- ✓ 過少資本税制・過大支払利子税制の適用回避のため、返済困難な親子ローンはDESを実行
- ✓ 賃貸契約など各種契約書の見直し・解約
- ✓ 税金の分割払申請
- ✓ 損害賠償金の損金算入性検討



5. 移転価格税制

問題点:

通常は2-3年分の比較対象取引・企業のデータで比較するため
2020年は業績悪化により比較対象レンジを下回る可能性

比較対象取引・企業となる要素(LISR 180条パラ3)

...

IV.経済情勢(経済危機、異常事態など)

→ 代替案として2020年のみでデータ取得する

OECD移転価格ガイドラインでは、不利な経済状況下では企業が損失を被ることもあることを容認。



5. 移転価格税制

対策:

- ✓ COVID 19の事業への影響を説明した資料作成
 - 失注・顧客減少
 - 原材料の高騰
 - 一時的操業停止等、売上に結びつかない要素
 - サプライチェーンの影響を記述
 - 売掛金の長期化や貸倒
(なるべく数値化する)
- ✓ 関連者間契約の見直し
- ✓ グループ方針の再構築
- ✓ 適切な損失負担割合の検討、一方だけが損失を被ることがないように機能リスクに見合った配分をする



Q&A

“

ご清聴ありがとうございました

”